公 表 第 11 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市教育委員会教育長及び久留米市議会議長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年6月18日

久留米市監査委員 中島年隆 久留米市監査委員 樋口明男 久留米市監査委員 市川廣一 久留米市監査委員 大熊博文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 平成29年度

部局名: 三潴総合支所

指摘事項等			指摘事項等	措置状況等
指摘事項	財務監査	契約事務	契約金額が50万円超えない業務委託契約 において、契約書または請書がないまま委 託契約しているものがある。	速やかに請書の提出を求め、受領いたしました。今後は正確な事務処理を行ってまいります。